

さいきょうインターネットバンキング専用普通預金規定

さいきょうインターネットバンキングサービス(以下、「インターネットバンキング」という。)での利用を目的として開設する無通帳の普通預金(以下「専用普通預金」といいます。)は、本規定の各条文ならびにさいきょうインターネットバンキングサービス利用規定・モバイルバンキングサービス利用規定およびキャッシュカード規定によりお取扱いいたします。なお、専用普通預金は預金保険の対象となります。

1. (預金の取引)

専用普通預金の取引は、次の方法で行います。

- (1) パーソナルコンピューター等の端末機(以下、「端末」といいます。)によるインターネットを通じた依頼に基づく取引。
- (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機(現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下、「ATM・CD」といいます。)による取引。
- (3) 専用普通預金口座の通帳は発行しません。

2. (取扱店の範囲)

専用普通預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことは次の場合を除き原則できません。

- (1) 投資信託購入時の振替による払出し
- (2) 口座解約時の振替・現金による払出し

3. (振込金の受入)

- (1) 専用普通預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) 専用普通預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 専用普通預金口座からの払戻しは、原則インターネットバンキングおよびキャッシュカードを用いて行うものとします。当行営業店窓口でお取扱いできる取引にあたっては当行所定の手続きを行ってください。
- (2) 専用普通預金で当行営業店窓口にてお取扱いできる取引にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 専用普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 専用普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (印鑑届)

専用普通預金口座を開設するに当たり、原則、預金者が取引にあたり使用する印章の印影(以下、「印鑑」といいます。)の届出は不要とします。ただし、公共料金等各種口座振替の引き落とし口座に専用普通預金口座を指定する場合は、口座開設店に届出られた印鑑により手続きを行うものとし、印鑑の届出を行っていない場合は、別途、当行書式を使用して取引に使用する印鑑を届出るものとします。

6. (印鑑照合等)

この取引においてインターネットバンキング所定の本人確認または当行営業店窓口で払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名・暗証)を届出印(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、不正な払戻の額に相当する金額について、被害金額の補填を請求する場合は、盗難通帳による預金等の不正払戻し被害補償に関する追加規定等の各取引形態に応じた規定により行うものとします。

7. (利息)

専用普通預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、西京銀行ホームページの預金金利一覧上に表示する毎日の普通預金利率によって計算のうえ専用普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (譲渡、質入れの禁止)

専用普通預金、キャッシュカードまたはこれらに付随するサービスは、譲渡または質入れすることはできません。

9. (届出事項の変更、再発行等)

- (1)キャッシュカードや取引にあたり当行に届出された印章(以下「届出印」という。)を失ったとき、または、届出印、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。この届出を当行が受理する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、再発行や届出の変更にかかる手続きは当行所定の方法によります。
- (2)印章を失った場合の専用普通預金の当行営業店窓口での払戻、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、当行の責めによらない事由により延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. の 2 (取引の制限等)

- (1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由な

く指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

10. (解約等)

(1) 専用普通預金を解約する場合には、当行本支店の窓口で手続きを行うものとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、キャッシュカードを提示してください。キャッシュカードが無い場合は当行所定の本人確認資料を提示してください。ただし、印鑑の届出を行っていない預金者の場合は、キャッシュカードと当行所定の本人確認資料、キャッシュカードが無い場合は顔写真入りの本人確認資料をご提示ください。

(2) 次の①から⑤の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に事前の通知をすることなく、専用普通預金取引を停止し、または解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 専用普通預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

② 専用普通預金の預金者が本規定の「譲渡・質入れの禁止」に違反した場合。

③ 専用普通預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ 専用普通預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

⑤ 預金者が次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合。または専用普通預金の開設申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え

る目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2)預金者が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他人の信用を毀損し、または他人の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(3)専用普通預金のほか当行で提供するサービスが、1年以上の期間にわたり預金者による利用がない場合、またはインターネットバンキング契約が解約された場合には、当行の判断により専用普通預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの専用普通預金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4)(2)または(3)により、専用普通預金に残高があり解約された場合、または専用普通預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の方法で当行に申出てください。この場合、申出があるまで預り金として処理します。なお、預り金には利息は付さないものとします。また、出金に際しては、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)専用普通預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、専用普通預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当行に提出してください。ただし、専用普通預金で担保される債務がある場合、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期

間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

(4)相殺する場合、相殺する借入金は円建・外貨建を問いません。また外貨建借入金と相殺する際の、外国為替相場については、当行に相殺の意思表示が到達した時点での電信買相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

この規定の内容は当行が変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容により取扱います。

この場合、変更内容をあらかじめ当行所定のホームページに表示することとします。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行諸規定、所定の方法により取扱います。

以上
(2019.5)